＜注記／全体会計＞

１．重要な会計方針

（１）有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時においては有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは再調達原価としています。ただし、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なもの及び無償で移管を受けたものは備忘価額１円としています。開始後は原則として取得原価としています。

なお、一部の連結対象団体（株式会社等）においては、原則取得原価としています。

（２）有価証券等の評価基準及び評価方法

①有価証券

ア　市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格（該当なし）

イ　市場価格のないもの・・・取得原価

②出資金

ア　市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格（該当なし）

イ　出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。この「著しく低下したとき」は、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合に該当するものとしています。

（３）有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）・・・・・・・・・・定額法

主な耐用年数は以下のとおりです。

ア　建物　　6年～60年

イ　工作物　5年～80年

ウ　物品　　4年～90年

②無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・定額法

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法（該当なし）

（４）引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

過去５年間の平均不納欠損率により計上しています。

②賞与引当金

翌年度６月支給の期末手当及び勤勉手当、法定福利費相当額の見込額について、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しています。

③退職手当引当金

退職手当債務から、組合への加入次以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち篠山市へ按分される額を加算した額を控除した額とします。

（５）リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア　所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が１年以内のリース取引及びリース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

イ　ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

（６）全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（３カ月以内の短期投資等）を資金の範囲としています。このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払も含んでいます。

（７）その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式としています。ただし、水道事業会計は税抜方式としています。

２．重要な会計方針の変更等

（１）会計方針の変更

会計方針は、平成28年度から統一的な基準による地方公会計マニュアルに基づき財務書類を作成しています。

（２）表示方法の変更

平成28年度決算分より、「総務省方式改定モデルによる財務書類」から「統一的な基準による財務書類」の表示に変更しています。

（３）資金収支計算書における資金の範囲の変更

参考として、歳計外現金を加えた現金預金残高を掲載しています。

３．重要な後発事象

（１）主要な業務の改廃

該当はありません。

（２）組織・機構の大幅な変更

該当はありません。

（３）地方財政制度の大幅な改正

該当はありません。

（４）重大な災害等の発生

該当はありません。

（５）その他重要な後発事象

該当はありません。

４．偶発債務

（１）保証債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額及び未計上額））

該当はありません。

（２）係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

該当はありません。

（３）その他主要な偶発債務

該当はありません。

５．追加情報

（１）対象範囲（対象とする会計名）

一般会計等 一般会計 ： 全部連結
一般会計等 住宅資金特別会計 ： 全部連結
公営企業会計 水道事業会計 ： 全部連結
公営企業会計 農業共済事業会計 ： 全部連結
その他 国民健康保険特別会計　事業勘定 ： 全部連結
その他 国民健康保険特別会計　直営診療所勘定 ： 全部連結
その他 後期高齢者医療特別会計 ： 全部連結
その他 公営駐車場事業特別会計 ： 全部連結
その他 介護保険特別会計　介護保険事業勘定 ： 全部連結
その他 介護保険特別会計　介護サービス事業勘定 ： 全部連結

（２）地方自治法第235条5の規定により、出納整理期間が設けられている会計においては、当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

（３）各項目の金額を表示単位未満の金額で四捨五入しているため、合計金額等が一致しない場合があります。

（４）全体貸借対照表に係る有形固定資産の科目別減価償却累計額

事業用資産／建物 ： 31,731百万円
事業用資産／工作物 ： 488百万円
事業用資産／船舶 ： 0円
事業用資産／浮標等 ： 0円
事業用資産／航空機 ： 0円
事業用資産／その他 ： 0円
インフラ資産／建物 ： 516百万円
インフラ資産／工作物 ： 29,917百万円
インフラ資産／その他 ： 0円
物品 ： 4,684百万円

（５）前年度（平成28年度決算）財務書類からの修正点
前年度（平成28年度決算）財務書類において、国民健康保険特別会計（事業勘定）の純資産（固定資産等形成分／余剰分（不足分））および前年度（H27）財政調整基金の計上誤り、国民健康保険特別会計（直営診療所勘定）・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計の純資産の計上誤りがあったため、前年度末純資産残高等を修正しています。

(単位:百万円)

(会計)勘定科目	前年度末残高	今年度期首残高	増減
(国保)固定資産等形成分	30	628	598
(国保)余剰分(不足分)	775	577	△ 198
(国保)財政調整基金	12	411	400
(直診)固定資産等形成分	227	208	△ 19
(直診)余剰分(不足分)	96	115	19
(後期)固定資産等形成分	0	3	3
(後期)余剰分(不足分)	0	△ 2	△ 3
(介護)固定資産等形成分	△ 22	51	74
(介護)余剰分(不足分)	81	7	△ 74